

令和 2 年

# 議会運営委員会記録

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和2年11月24日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午前10時07分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

### ◇出席委員

|           |            |           |            |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 委員 長      | 齊 藤 克 己 議員 | 副 委 員 長   | 熊 谷 二 郎 議員 |
| 委 員       | 安 保 友 博 議員 | 委 員       | 猪 原 陽 輔 議員 |
| 委 員       | 赤 松 祐 造 議員 | 議 長       | 吉 田 武 司 議員 |
| 副 議 長     | 待 鳥 美 光 議員 | 委 員 外 議 員 | 小 嶋 智 子 議員 |
| 委 員 外 議 員 | 松 永 靖 恵 議員 | 委 員 外 議 員 | 萩 原 圭 一 議員 |

### ◇出席説明員

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 松 本 武 洋 | 副 市 長                      | 大 島 秀 彦 |
| 企 画 部 長                    | 中 蔦 裕 猛 | 総 務 部 長                    | 鈴 木 均   |
| 子 ども<br>あ ん し ん<br>部 長     | 大 野 久 芳 | 企 画 部 次 長 兼<br>秘 書 広 報 課 長 | 松 戸 克 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 人 権 課 長 | 亀 井 義 和 | 政 策 課 長                    | 渡 辺 正 成 |
| 保 育 施 設 課 長                | 平 川 京 子 |                            |         |

### ◇事務局職員

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 喜 古 隆 広 | 議 事 課 長 | 末 永 典 子 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 本 間 修   | 主 査     | 中 村 智 子 |

### ◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について  
令和2年和光市議会12月定例会の会期日程等について

午前 9時30分 開会

○齊藤克己委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、令和2年12月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただき誠にありがとうございます。今定例会については、26日に開会すべく、18日に召集告示をさせていただいたところです。

今回提出する案件は、諮問が2件、契約の締結が1件、指定管理者の提出等が4件、条例の制定及び一部改正が10件、市道路線の認定が1件、補正予算が7件、合計25件の審議をお願いします。

詳細については総務部長から順次御説明申し上げます。

○齊藤克己委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。（午前 9時31分 休憩）

再開します。（午前 9時32分 再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和2年和光市議会12月定例会の会期日程等についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定として、令和2年和光市議会12月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は、諮問2件、議案23件です。

提出議案の説明をお願いします。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員、富澤隆司氏が、令和3年3月31日をもって任期満了することから、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員、田中朋子氏が、令和3年3月31日をもって任期満了することから、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める

ものであります。

次に、議案第 83 号、中学校生徒・教師用タブレット端末購入の契約の締結について説明いたします。

中学校生徒・教師用タブレット端末の購入につきまして、日本情報システム株式会社と、令和 2 年 10 月 30 日に仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出するものです。

契約金額は 2 億 7,672 万 4,800 円、納入場所は市内中学校です。

次に、議案第 84 号、和光市勤労福祉センターの指定管理者の指定期間の変更について説明いたします。

和光市勤労福祉センターの管理運営について、令和 3 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和 4 年 3 月 31 日まで現在の指定管理者の指定期間を延長するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出するものです。

次に、議案第 85 号、和光市介護老人保健福祉施設の管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

和光市介護老人保健福祉施設条例第 6 条の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間、社会福祉法人和光福祉会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第 86 号、和光市地域公共交通会議条例を定めることについて説明いたします。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条及び道路運送法施行規則第 9 条の規定に係る協議のため、和光市地域公共交通会議を設置したいので、この案を提出するものです。

次に、議案第 87 号、職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和 2 年 10 月 7 日及び 28 日の人事院勧告を受け国家公務員の給与が改定されることから、当市においても人事院勧告に準拠して職員の給与を改定したいので、この案を提出するものです。

主な改正の内容は、職員の期末手当の支給割合を令和 2 年度から年間で 0.05 月分引き下げ、勤勉手当と合わせた年間支給割合を 4.45 月とするものであります。

また、会計年度任用職員については、令和 3 年度から期末手当の支給割合を年間で 0.05 月分引き下げ、年間支給割合を 2.55 月とするものであります。

次に、議案第 88 号、和光市エリアマネジメント推進条例を定めることについて説明いたします。

和光市エリアマネジメント推進条例は、市内の特定地区を単位に、市民を含む民間が主体となって、公共空間の活用促進や地域の魅力向上を図ることを目的として制定するものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第 89 号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについ

て説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令において国民健康保険税の減額に係る所得の基準を引き上げる等の改正が行われていることから、本市においても同様の改正を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第 90 号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、通知カードの再交付が終了したため、手数料を削除するものです。

次に、議案第 91 号、和光市わこうっこクラブ設置及び管理条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、文部科学省及び厚生労働省が策定した新・放課後子ども総合プランに基づき、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことにより、児童の健全育成を図るためのわこうっこクラブを市内全小学校で実施するとともに、その管理運営に学童クラブとの一体型放課後対策事業として指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものです。

次に、議案第 92 号、和光市児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、広沢複合施設整備事業に伴い、総合児童センタープールが市民プールになること及び令和 3 年度より児童館運営の指定管理期間が新たになることに伴い、これまで全館同一の休所日を施設によって別日に定め、いずれかの市内児童館が原則必ず開館している環境に整えることで、市民の子育て支援及び児童の健全な育成の充実を図りたいことから、改正するものです。

次に、議案第 93 号、北・中央エリア和光市児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者の指定についてと、議案第 94 号、南エリア和光市児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者の指定については関連がありますので、一括で説明いたします。

児童館及び学童クラブ指定管理者の指定期間、並びに学童クラブとわこうっこクラブとの一体型放課後対策事業の業務委託期間が、令和 3 年 3 月 31 日をもって満了することから、新たに指定管理業務に位置づけるわこうっこクラブを含めて、令和 3 年度から 5 年間における各施設の管理運営を行う新たな指定管理者として、北エリア及び中央エリアは社会福祉法人和光市社会福祉協議会を、南エリアは特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第 95 号、和光市介護保険条例及び和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、地方税法における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたことに伴い、延滞金の割合の特例について、改正を行うものです。

次に、議案第96号、和光市葬祭条例の一部を改正する条例を定めることについていたします。

今回の改正は、令和元年度に実施された補助・扶助事業の見直しに基づき、市民葬儀に係る市の費用負担額を改定するもので、市斎場のない近隣市と同額の4万円に改定するものです。

次に、議案第97号、和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、和光市アーバンアクア公園について、教育委員会が指定管理者制度を導入するにあたり、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第98号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第99号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395億3,068万8,000円とするものです。

内容につきましては、国庫補助金を活用し、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者に、PCR検査助成事業を実施するものとなります。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額900万円については、財政調整基金からの繰入金をもって措置しております。

次に、議案第100号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,746万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400億1,815万5,000円とするものです。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款1 議会費では、政務活動費の不請求による不用額を減額しております。

款2 総務費では、広沢複合施設整備における、想定外地中埋設物撤去に係る負担金を追加計上するほか、庁舎総合管理清掃業務委託料の契約差金を減額するなどしております。

款3 民生費では、在宅障害者支援に係る介護給付費・訓練等給付費や、教育・保育給付費等支給に係る小規模保育事業所負担金を増額するほか、新型コロナウイルス感染症緊急生活支援資金貸付金を減額するなどしております。

款4 衛生費では、インフルエンザ予防接種委託料を増額するほか、焼却施設維持管理委託料の契約差金を減額するなどしております。

款7 商工費では、地域店舗応援プレミアム付商品券交付事業に係る経費を計上するほか、事業の終了に伴う中小企業・小規模事業者支援金及び個人事業主支援金の減額や、消費生活センター業務において事業内容の組み替えをしております。

款8 土木費では、跨線橋の点検業務委託料や、市道365号線道路改良工事を増額するなどしております。

款9 消防費では、ハザードマップに水害リスク情報等の掲載ページを追加するため、印刷製本費を増額しております。

款10 教育費では、午王山遺跡用地取得費を増額するほか、少人数学級数の確定に伴う経費の減額をするなどしております。

款11 公債費では、償還額の変更に伴い、元金償還額を増額し、利子償還額を減額しております。

また、これらに加え、職員人件費において、人事異動に伴う予算の組み替えなどしております。

款12 諸支出金では、財政調整基金への積立金を増額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

款10 国有提供施設等所在市町村助成交付金等では、交付額の確定に伴い、施設等所在市町村調整交付金を増額するほか、国有提供施設等所在市町村助成交付金を追加計上しております。

款14 分担金及び負担金では、保育施設の臨時休園及び登園自粛要請に伴い、保育園入所児童保護者負担金などを減額しております。

款16 国庫支出金及び款17 県支出金では、歳出事業に応じて、それぞれ増額又は減額するほか、埼玉県ふるさと創造資金を追加計上するなどしております。

款18 財産収入では、用途廃止された水路敷の土地に係る売払収入を増額しております。

款20 繰入金では、桜の森づくりプロジェクト事業に対するまちづくり基金繰入金を増額するなどしております。

款22 諸収入では、令和元年度に係る国庫及び県支出金の精算に伴って追加交付となる負担金を追加計上するほか、埼玉県証紙及び収入印紙の売捌代金を減額などしております。

款23 市債では、市道道路改良事業債を追加計上するほか、対象事業費の変更に伴い、それぞれ増額又は減額をしております。

また、今年度中に事業の終了が見込めない事業として、コミュニティ新施設建設事業など、計4事業の繰越明許費を設定するほか、債務負担行為の補正では、児童館管理運営委託など、計7件を追加しております。

次に、議案第101号、令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ100万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億7,329万8,000円とするものです。

初めに、歳出について説明します。

款7諸支出金では、新型コロナウイルス感染症に伴う国保税の減免により過誤納還付金が当初の見込みより増加するため、増額しています。

次に、歳入について説明します。

款7繰入金では、歳出の諸支出金を増額したことにより、基金繰入金を増額しています。

次に、議案第102号、令和2年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ479万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,799万3,000円とするものです。

初めに、歳出については、歳入に連動して、後期高齢者医療保険料負担金のうち保険基盤安定負担金を減額するものです。

次に、歳入については、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、保険基盤安定繰入金を減額するものです。

次に、議案第103号、令和2年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億7,689万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ39億3,287万3,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明します。

款1総務費では、令和3年4月の法改正に伴い、介護保険システム及び介護予防ケアマネジメントシステムの改修が必要となったため増額し、款2保険給付費では、介護サービス受給者数の増加により、居宅介護等サービス、施設介護サービス、介護予防サービス、介護予防住宅改修、高額介護等サービス、特定入所者介護等サービスが増加しています。また、款5地域支援事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業の委託料を減額しています。

次に、歳入について説明します。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を法定負担割合に応じて減額や増額を行い、一般会計からの繰入金である一般会計繰入金については、3,589万9,000円増額します。また介護保険料にあたる分は、介護給付費準備基金を取り崩し、基金繰入金として2,154万9,000円を増額します。

なお、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みに対する交付金として、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力交付金を増額補正しています。

次に、議案第104号、令和2年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,573万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ10億2,449万7,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明します。

款2区画整理事業費では、工事請負費について、権利者との合意形成が図られたことにより、追加工事を発注するため、増額するものです。移転補償費については、補償件数の減少により、減額するものです。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、建物移転等補償事業9,200万円を繰越明許費とするものです。

次に、歳入について説明します。

款1国庫支出金において、社会資本整備総合交付金の減額、款6県支出金において、県道整備費補助金が交付決定されたことにより、追加計上するものです。款5市債において、公共事業等債の減額及び起債対象事業の変更により増額するものです。また、款2繰入金においては、歳入歳出の増額に合わせて、一般会計繰入金を増額するものです。

次に、議案第105号、令和2年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定予算第2条に定める業務の予定量のうち、10号取水井戸更新事業1億4,751万円を10号取水井戸更新事業（3か年継続事業）2,508万円に改めます。

また、既定予算第3条に定める収益的収入の営業外収益を591万1,000円減額し、収益的収入の総額を15億2,738万3,000円とし、収益的支出の営業外費用を518万7,000円増額し、収益的支出の総額を13億7,684万3,000円とし、既定予算第4条に定める資本的収入の補償金を1,549万9,000円減額し、資本的収入の総額を315万3,000円とし、資本的支出の建設改良費を1億2,243万円減額し、資本的支出の総額を5億1,147万9,000円とします。

最後に、既定予算第5条に定める継続費に10号取水井戸更新事業として、令和2年度2,508万円、令和3年度1億1,352万円、令和4年度1,133万円、総額1億4,993万円を追加補正するものです。

○齊藤克己委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時53分 休憩）

再開します。（午前 9時56分 再開）

まず、議案の先議についてです。

初めに、諮問第2号と第3号は、人事案件ですので委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、討論を省略し、開会日に起立採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第87号及び第99号については、先議として委員会付託を省略し、質疑、討論

は通告をとらず、開会日に起立採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、先議を除いた議案第83号から第105号までの議案については、各常任委員会に付託したいと思います。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、熊谷副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

では、このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、今回請願、陳情は郵送を含め、なかったことを報告します。

次に、一般質問についてです。通告者は、16人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は20日間とし、常任委員会は2日とし、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、いずれも1日4人としたいと思います。

なお、11月27日、金曜日、11月30日、月曜日、12月1日、火曜日、9日、水曜日を調査休会、12月14日、月曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、11月30日、月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、意見書案についてです。

日本共産党とやさしい未来の会から1件の意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、12月2日、水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、調整が整った場合は12月10日、木曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委

員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは、掲示いたしましたとおりです。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

以上で、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和2年和光市議会12月定例会の会期日程等についての協議を終了します。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

今後の議会運営委員会等の日程を確認します。

12月2日、水曜日、本会議終了後、意見書案の調整。12月10日、木曜日、本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認。12月15日、火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせ1回目。1月8日、金曜日、9時半から議会だより編集事前打ち合わせ2回目。1月15日、金曜日、9時30分から広報議運。

以上となります。御出席くださいますようお願いいたします。

そのほかに、何かございますか。

吉田武司議長。

○吉田武司議長 今定例会におきましても新型コロナウイルス感染予防のため議員各位、また傍聴者の方にも手指の消毒、マスク着用のほか、事務局前で検温をお願いしたいと思います。検温時に37.5度以上の熱があった場合、議会への出席及び傍聴につきましては、御遠慮願いますことを確認したいと思います。

○齊藤克己委員長 ただいま、議長からの発言について、ご意見はございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、そのような形で運営させていただきたいと思いますので、会派のほうにお伝えいただければと思います。

ほかになければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前10時07分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      齊 藤 克 己